

東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設への指定等について

平成24年11月30日
原子力規制委員会

1. 特定原子力施設への指定及び措置を講ずべき事項について

東京電力福島第一原子力発電所について、今般改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づいて、11月7日付けで特定原子力施設に指定するとともに（別添1参照）、東京電力に対して「措置を講ずべき事項」を示し、「実施計画」の提出を指示した（別添2参照）。

（1）特定原子力施設

原子力災害が発生し、応急の措置を講じた施設に対して、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため、当該施設を「特定原子力施設」に指定。

（2）措置を講ずべき事項

原子力規制委員会での4回の議論に加え、有識者、関係自治体及び一般からの意見も踏まえ、11月7日付けで「措置を講ずべき事項」を決定した。当該事項では、特定原子力施設全体のリスクの低減及び最適化を図り、敷地内外の安全を図ることを目標とし、その達成のために必要な措置を迅速かつ効率的に講じること、1～4号機については廃炉に向けたプロセスの安全性の確保、溶融した燃料の取出し・保管を含む廃止措置をできるだけ早期に完了すること、5号機及び6号機については冷温停止を安定的に維持・継続することを示した。

（3）実施計画

11月7日付けで原子力規制委員会より東京電力に対して、「措置を講ずべき事項」を示すとともに、実施計画の12月7日までの提出を指示した。

2. 特定原子力施設監視・評価検討会

東京電力より提出される「実施計画」は、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁職員並びに有識者からなる「特定原子力施設監視・評価検討会」において評価する。

3. スケジュール

- | | |
|---------|--|
| 12月7日迄 | ・東京電力による「実施計画」の提出 |
| 12月中～ | ・特定原子力施設監視・評価検討会において「実施計画」を評価し、原子力規制委員会において認可 |
| 実施計画認可後 | ・東京電力が「実施計画」に従った措置を行っているかを原子力規制委員会が検査することに加え、「監視・評価検討会」において中長期的な安全確保を監視・評価 |

特定原子力施設としての東電福島第一原子力発電所に求めるもの

- できる限り速やかな燃料の取り出し完了など、特定原子力施設全体のリスクの低減及び最適化を図り、敷地内外の安全を図ることを目標とし、その達成のために必要な措置を迅速かつ効率的に講ずること。
 - 燃料デブリの取出しや原子炉格納容器内の止水、廃炉など今後の技術開発の進展が必要なものについては、その状況等を踏まえつつ、適切な時期に、実施計画を見直し、変更を行うことを事業者に求めるとともに、原子力規制委員会からは実施計画の変更を命ずるなど柔軟な対応を行うものとする。
 - 特定原子力施設全体のリスクの低減や最適化の観点から、中長期的な対応が必要なものについても、原子力規制委員会として積極的に安全確保のあり方に関与・提言していく。
- <1～4号機> ○廃炉に向けたプロセスの安全性の確保、溶融した燃料(燃料デブリ)の取出し・保管を含む廃止措置をできるだけ早期に完了すること。
- <5・6号機> ○冷温停止を安定的に維持・継続すること

全体工程及びリスク評価について講ずべき措置

- 全体工程を明確にし、特定原子力施設全体のリスク低減及び最適化を図ること。
- 全体のリスク評価を行うに当たっては、敷地外への広域的な環境影響も含めた評価を行い、リスクの低減及び最適化が敷地内外の安全を図る上で十分なものであること。

実施計画に基づいて行う各種対策やリスク評価の内容等に関する理解促進

- 継続的に、地元住民や地元自治体をはじめ広く一般に説明や広報・情報公開を行い、その理解促進に努めること。

1～4号機に対して求めること

- ①原子炉及び使用済燃料プールの冷却・維持、②水素爆発防止対策

5・6号機に対して求めること

- ①原子炉及び使用済燃料プールの冷却・維持

共通事項

- ③使用済燃料等の早期取出し、④電源喪失対策、⑤固体放射性廃棄物の処理・保管・管理、⑥液体放射性廃棄物の処理・保管・管理、⑦気体放射性廃棄物の処理・管理、⑧敷地境界線量の低減、⑨現存被ばく状況下での作業員の被ばく線量の低減、管理、⑩緊急時対策、⑪地震・津波対策などの自然環境など設計上の共通の考慮事項、⑫緊急時における医療体制の整備等の特定原子力施設の保安、⑬核燃料物質の防護

- ⑭燃料デブリ取出し、⑮廃止措置

東京電力福島第一原子力発電所における中長期的な安全確保に関する取組の 監視・評価の進め方(案)

平成24年11月28日
原子力規制委員会

東京電力福島第一原子力発電所における中長期的な安全確保については、特定原子力施設に係る実施計画により「特定原子力施設監視・評価検討会」において監視・評価を実施。

～監視・評価の進め方～

○実施計画の評価

- ・「措置を講ずべき事項」における要求事項に適合していることを評価

○実施計画の実施状況の確認

- ・実施計画認可後、実施計画の進捗状況を定期的に確認。
- ・中長期的な取組に対しては、事業者の考え方や進捗状況を聴取しながら、安全性の観点から積極的に関与・提言。

☆検討会の進め方

- ・検討会は、原則公開で行う。
- ・核物質防護に関連する部分は取り扱わない。
- ・提出された実施計画やそれに関する説明は事業者が行う。

「特定原子力施設監視・評価検討会」

構成メンバー（敬称略）

＜担当委員＞

更田 豊志 原子力規制委員会委員

＜外部専門家＞（五十音順）

阿部 弘亨／原子力材料工学	東北大学教授
井口 哲夫／放射線計測	名古屋大学教授
大津留 晶／放射線健康管理	福島県立医科大学教授
橘高 義典／建築・構造	首都大学東京教授
工藤 和彦／原子力制御工学	九州大学特任教授
角山 茂章／原子炉工学	会津大学学長
林 康裕／建築・耐震	京都大学大学院教授
東 之弘／熱工学	いわき明星大学教授
山本 章夫／核燃料・炉設計	名古屋大学教授
渡邊 明／気象学	福島大学教授

＜原子力規制庁＞

山本 哲也 審議官

金城 慎司 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
（その他東京電力福島第一原子力発電所事故対策担当職員）

＜（独）原子力安全基盤機構＞

平野 雅司 総括参事

原規福発第 121107001 号
平成 24 年 1 月 7 日

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

原子力規制委員会

東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設の特定
原子力施設の指定について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 64 条の 2 第 1 項の規定に基づき、東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設を特定原子力施設として指定する。

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、書面により原子力規制委員会に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができる。①異議申立てがあった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○原子力規制委員会告示第四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の二第一項の規定に基づき、特定原子力施設を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十一月十五日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

東京電力株式会社 福島第一原子力発電所に設置する原子炉施設

原規福発第 121107002 号
平成 24 年 1 月 7 日

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

原子力規制委員会

東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に
対する「措置を講ずべき事項」に基づく「実施計画」の提出について

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 64 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 1 月 7 日付け原規福発第 121107001 号をもって東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設を特定原子力施設として指定した。

当委員会は、同条第 2 項の規定に基づき、貴社に対し、「措置を講ずべき事項」を別紙のとおり示し、当該特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画（実施計画）を平成 24 年 1 月 7 日までに提出することを求める。

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、書面により当委員会に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決

定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができる。①異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(別紙)

特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所 に対して求める措置を講ずべき事項について

平成24年11月7日
原子力規制委員会決定

まえがき

本事項は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第64条の2第2項の規定に基づき、特定原子力施設に指定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対し、特定原子力事業者が措置を講ずべき事項として定めるものである。

本事項は、できる限り速やかな燃料の取り出し完了など、特定原子力施設全体のリスクの低減及び最適化を図り、敷地内外の安全を図ることを目標とし、その達成のために必要な措置を迅速かつ効率的に講じること、1号炉から4号炉については廃炉に向けたプロセスの安全性の確保、熔融した燃料（燃料デブリ）の取出し・保管を含む廃止措置をできるだけ早期に完了すること、5号炉及び6号炉については冷温停止を安定的に維持・継続することに関して、特定原子力事業者が講ずべき事項を定めるものである。

また、燃料デブリの取出しや原子炉格納容器の止水、廃炉など今後の技術開発の進展が必要なものについては、その状況等を踏まえつつ、適切な時期に、実施計画を適切に見直し、変更を行うことを事業者に求めるとともに、原子力規制委員会からは実施計画の変更を命ずるなど柔軟な対応を行うものとする。

なお、特定原子力施設全体のリスクの低減や最適化の観点から、中長期的な対処が必要なものについても、原子力規制委員会として積極的に安全確保のあり方に関与・提言していくものとする。

I. 全体工程及びリスク評価について講ずべき措置

1号炉から4号炉については廃炉に向けたプロセス、燃料デブリの取出し・保管を含む廃止措置の完了までの全体工程、5号炉及び6号炉については冷温停止の維持・継続の全体工程をそれぞれ明確にし、各工程・段階の評価を実施し、特定原子力施設全体のリスク低減及び最適化を図ること。

特定原子力施設全体及び各設備のリスク評価を行うに当たっては、敷地外への広域的な環境影響を含めた評価を行い、リスクの低減及び最適化が敷地内外の安全を図る上で十分なものであること。

II. 設計、設備について措置を講ずべき事項

1. 原子炉等の監視

< 1～4号炉 >

- 原子炉圧力容器内・格納容器内及び使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料等の冷却温度、未臨界状態など主要パラメータ及び運転状況の監視を可能とすること。特に、異常時の状態を把握し、対策を講じるために必要なパラメータ及び運転状況については記録が可能であること。
- 緊急時の対応手順等を整備すること。

< 5・6号炉 >

- 炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリ及びそれらに関連する系統の健全性を確保するために必要なパラメータを維持制御・監視する計測制御系統設備を健全な状態に維持・管理すること。
- 炉心を臨界未満に維持するために、燃料集合体が装荷されている状態においては、制御棒及び制御棒駆動系を健全な状態に維持・管理するとともに、臨界未満に維持されていることを監視するための計測制御系統設備を健全な状態に維持・管理すること

2. 残留熱の除去

< 1～4号炉 >

- 原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内の燃料デブリ等及び使用済燃料貯蔵設備内の燃料体の残留熱を適切に除去すること。
- 原子炉圧力容器底部の温度を100℃未満に維持すること。(4号機を除く)。

< 5・6号炉 >

- 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器、残留熱除去系、非常用炉心冷却系等の原子炉冷却系統設備及び補機冷却系等の冷却に必要な設備、復水補給水系等冷却水を補給し、水質を管理するために必要な設備並びにこれらに関連する設備を健全な状態に維持・管理することにより、冷温停止を維持・継続すること。

3. 原子炉格納施設雰囲気等の監視等

< 1～4号炉 >

- 原子炉格納容器内気体の抽気・ろ過等によって、環境へ放出される放射性物質の濃度及び量を監視するとともに、達成できる限り低減すること。
- 原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内における未臨界状態を監視するとともに、臨界を防止すること。

< 5・6号炉 >

- 原子炉格納容器、原子炉格納容器バウンダリを構成する機器、格納施設雰囲気等を制御する系統設備を健全な状態に維持・管理すること。

4. 不活性雰囲気等の維持

< 1～4号炉 >

- 原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内等に滞留している水素ガス等の濃度を監視・抑制するとともに、水素爆発を予防するために、窒素その他のガスによる

不活性雰囲気を維持すること。ただし、燃料取出し等特別な場合を除く。

5. 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理

< 1～4号炉 >

○使用済燃料貯蔵設備からの燃料の取出しにあたっては、確実に臨界未満に維持し、落下防止、落下時の影響緩和措置及び適切な遮へいを行い、取り出した燃料は適切に冷却及び貯蔵すること。

< 5・6号炉 >

○原子炉及び使用済燃料貯蔵設備からの燃料の取出しにあたっては、確実に臨界未満に維持し、落下防止及び遮へいを行い、適切に冷却及び貯蔵を行うために必要な設備を健全な状態に維持・管理すること。

6. 電源の確保

○重要度の特に高い安全機能や監視機能を有する構築物、系統及び機器が、その機能を達成するために電力を必要とする場合においては、外部電源(電力系統)又は非常用所内電源のいずれからも電力の供給を受けられ、かつ、十分に高い信頼性を確保、維持し得ること。

○外部電源系、非常用所内電源系、その他の関連する電気系統の機器の故障によって、必要とされる電力の供給が喪失することがないように、異常を検知しその拡大及び伝播を防ぐこと。

7. 電源喪失に対する設計上の考慮

○全交流電源喪失に対して、原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内及び使用済燃料貯蔵設備の冷却を確保し、かつ復旧できること。これを達成するために、電源車、ポンプ車を含む代替電源及び代替給水設備を備えること。

8. 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理

○施設内で発生する瓦礫等の放射性固体廃棄物の処理・貯蔵にあたっては、その廃棄物の性状に応じて、適切に処理し、十分な保管容量を確保し、遮へい等の適切な管理を行うことにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。

9. 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理

○施設内で発生する汚染水等の放射性液体廃棄物の処理・貯蔵にあたっては、その廃棄物の性状に応じて、当該廃棄物の発生量を抑制し、放射性物質濃度低減のための適切な処理、十分な保管容量確保、遮へいや漏えい防止・汚染拡大防止等を行うことにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。また、処理・貯蔵施設は、十分な遮へい能力を有し、漏えい及び汚染拡大し難い構造物により地下水や漏水等によって放射性物質が環境中に放出しないようにすること。

10. 放射性気体廃棄物の処理・管理

○施設内で発生する放射性気体廃棄物の処理にあたっては、その廃棄物の性状に応じて、当該廃棄物の放出量を抑制し、適切に処理・管理を行うことにより、

敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。

1 1. 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等

- 特定原子力施設から大気、海等の環境中へ放出される放射性物質の適切な抑制対策を実施することにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。
- 特に施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量（施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値）を、平成25年3月までに1 mSv/年未満とすること。

1 2. 作業者の被ばく線量の管理等

- 現存被ばく状況での放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮へい、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気、除染等、所要の放射線防護上の措置及び作業時における放射線被ばく管理措置を講じることにより、放射線業務従事者が立ち入る場所の線量及び作業に伴う被ばく線量を、達成できる限り低減すること。

1 3. 緊急時対策

- 緊急時対策所、安全避難経路等事故時において必要な施設及び緊急時の資機材等を整備すること。
- 適切な警報系及び通信連絡設備を備え、事故時に特定原子力施設内に居るすべての人に対する確に指示ができるとともに、特定原子力施設と所外必要箇所との通信連絡設備は、多重性及び多様性を備えること。

1 4. 設計上の考慮

- 施設の設計については、安全上の重要度を考慮して以下に掲げる事項を適切に考慮されたものであること。
 - ①準拠規格及び基準
安全機能を有する構築物、系統及び機器は、設計、材料の選定、製作及び検査について、それらが果たすべき安全機能の重要度を考慮して適切と認められる規格及び基準によるものであること。
 - ②自然現象に対する設計上の考慮
 - ・安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その安全機能の重要度及び地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響を考慮して、耐震設計上の区分がなされるとともに、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計であること。
 - ・安全機能を有する構築物、系統及び機器は、地震以外の想定される自然現象（津波、豪雨、台風、竜巻等）によって施設の安全性が損なわれない設計であること。重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器は、予想される自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件、又は自然力に事故荷重を適切に組み合わせた場合を考慮した設計であること。
 - ③外部人為事象に対する設計上の考慮
 - ・安全機能を有する構築物、系統及び機器は、想定される外部人為事象によって、施設の安全性を損なうことのない設計であること。

- ・安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する第三者の不法な接近等に対し、これを防御するため、適切な措置を講じた設計であること。
- ④火災に対する設計上の考慮
火災発生防止、火災検知及び消火並びに火災の影響の軽減の方策を適切に組み合わせて、火災により施設の安全性を損なうことのない設計であること。
- ⑤環境条件に対する設計上の考慮
安全機能を有する構築物、系統及び機器は、経年事象を含むすべての環境条件に適合できる設計であること。特に、事故や地震等により被災した構造物の健全性評価を十分に考慮した対策を講じること。
- ⑥共用に対する設計上の考慮
安全機能を有する構築物、系統及び機器が複数の施設間で共用される場合には、十分な多重性、バックアップを備え、施設の安全性を損なうことのない設計であること。
- ⑦運転員操作に対する設計上の考慮
運転員の誤操作を防止するための適切な措置を講じた設計であること。
- ⑧信頼性に対する設計上の考慮
 - ・安全機能や監視機能を有する構築物、系統及び機器は、十分に高い信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計であること。
 - ・重要度の特に高い安全機能を有するべき系統については、その系統の安全機能が達成できる設計であるとともに、その構造、動作原理、果たすべき安全機能の性質等を考慮して、多重性又は多様性及び独立性を備えた設計であること。
- ⑨検査可能性に対する設計上の考慮
安全機能を有する構築物、系統及び機器は、それらの健全性及び能力を確認するために、適切な方法によりその機能を検査できる設計であること。

1 5. その他措置を講ずべき事項

- 上記に加えて、災害の防止等のために必要であると認めるときは、措置を講じること。

Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項

運転管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、緊急時の措置、敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講じることにより、「Ⅱ. 設計、設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全を確保すること。

特に、事故や災害時等における緊急時の措置については、緊急事態への対処に加え、関係機関への連絡通報体制や緊急時における医療体制の整備等を行うこと。

また、協力企業を含む社員や作業従事者に対する教育・訓練を的確に行い、その技量や能力の維持向上を図ること。

IV. 特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項

特定原子力施設内の核燃料物質の盗取等による不法な移転の防止及び妨害破壊行為の防止のために適切な措置を講じること。

V. 燃料デブリの取出し・廃炉のために措置を講ずべき事項

- 燃料デブリなどを含む核燃料物質については、確実に臨界未満に維持し、原子炉格納容器の止水などの対策を講じた上で、安全に取り出し、飛散を防止し、適切に遮蔽、冷却及び貯蔵すること。
- 作業員及び敷地内外の安全の確保を図りつつ、1号炉から4号炉の廃炉をできる限り速やかにかつ安全に実現するために適切な措置を講じること。
- 上記に加えて、災害の防止等のために必要であると認めるときは、措置を講じること。

VI. 実施計画を策定するにあたり考慮すべき事項

法第64条の2第2項の規定に基づき当委員会に提出する実施計画の策定にあたっては、以下に掲げる計画及び規定等を適切に反映させること。

1. 法第67条第1項の規定に基づく報告の徴収に従って報告している計画等
 - ・福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書（その1～その3及びそれらの変更等を含む）
 - ・東京電力福島第一原子力発電所における敷地境界線量の低減に向けた計画等に関する報告書
2. 原子力安全・保安院からの指示に従い、報告した計画等
 - ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所における信頼性向上対策に関する実施計画
 - ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所における信頼性向上対策に係る実施計画に係る更なる対応に関する報告
3. 法の規定に基づき認可を受けている規定等
 - ・福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定
 - ・福島第一原子力発電所原子炉施設核物質防護規定

また、1号炉から4号炉については、安全上重要な設備の設置又は変更の工事を行う際はその設計及び工事の方法について、核燃料物質その他の放射性物質に汚染されている可能性のある施設等を解体・撤去する際はその方法について、実施計画に記載すること。

VII. 実施計画の実施に関する理解促進

実施計画の実施に当たっては、同計画の対策やリスク評価の内容、対策の進捗状況等について、継続的に、地元住民や地元自治体をはじめ広く一般に説明や広報・情報公開を行い、その理解促進に努めること。

VIII. 実施計画に係る検査の受検

実施計画における施設、保安のための措置及び特定核燃料物質の防護のための措置について、法第64条の3第7項に基づく検査を受けること。